

別表1

I 栄荘ホームヘルプサービス介護予防・日常生活支援総合事業、唐津市の定める額

1. 介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護相当サービス

(1) サービス利用料金(1月当り) <1週当たりの標準的な回数を定める場合>

区分	適用	1割負担		2割負担		3割負担	
		単位数	利用額	単位数	利用額	単位数	利用額
予防訪問介護Ⅰ	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1, 2)	1,176	1,176円	2,352	2,352円	3,528	3,528円
予防訪問介護Ⅱ	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1, 2)	2,349	2,349円	4,698	4,698円	7,047	7,047円
予防訪問介護Ⅲ	週3回程度の利用が必要な場合 (要支援2)	3,727	3,727円	7,454	7,454円	11,181	11,181円

(2) サービス利用料金(1回につき) <1月当たりの回数を定める場合>

項目	単位数
①標準的な内容の訪問型サービスである場合	287単位
②生活援助が中心である場合	
(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二)所要時間45分以上の場合	220単位
③短時間の身体介護が中心である場合	163単位

(3) その他の加減算(1月当り)

区分	項目	単位数
1. 初回加算	・はじめて訪問介護事業所を利用する場合(新規) ・要支援者が、要介護者の認定を受けてサービスを利用することになった場合 ・過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合	200円/月
2. 同一敷地内減算	事業所が所在する敷地内の居住者にサービス提供を行った場合	利用料金の10%を減算
3. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合	利用料と加算の合計額 24.5%を加算

2. 介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合
